

報告第10号

専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和6年5月15日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 11,165 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○

3 事故の概要

令和5年12月20日午前10時00分頃、久喜市樋ノ口地内の市道久喜3363号線付近において、職員が側溝の蓋かけ作業中に、使用していたユニッククレーンで相手方宅への引込線を切断した。

令和6年2月26日

久喜市長 梅 田 修 一